

議員発案第 2 号

国民健康保険制度の抜本的な改正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「国民健康保険制度の抜本的な改正を求める意見書」を提出するものとする。

平成23年3月22日 提出

提出者 三条市議会議員 久住久俊

賛成者 三条市議会議員 高坂登志郎

同 三条市議会議員 杉井 旬

同 三条市議会議員 西川 重 則

同 三条市議会議員 小林 誠

同 三条市議会議員 野崎 正 志

## 国民健康保険制度の抜本的な改正を求める意見書

国民健康保険の主な財源は、国、都道府県及び保険者の負担金、及び被保険者の支払う保険料から成り立っている。

国民皆保険の基礎を成す国民健康保険は、制度設計された当時に比べ協会けんぽ、組合健保等からの定年退職者の大量加入や高齢化の進展、就業構造の変化などにより、加入者層が大きく様変わりし、保険料負担能力の低い人たちの占める割合が増加している。

また、リーマンショック後の不況による収入激減等も深刻度を増している。加えて、国庫負担の見直しや、加入者の高齢化の進行に伴う医療費の増加から、市町村国保の財政悪化は加速化している。

その結果、本市では平成23年度から3年間、国保税を平均14%ずつ引き上げ、4年後には現行の1.66倍もの保険料を徴収しなければ運営が成り立たなくなる見込みであり、極めて厳しい状況に陥っているが、これだけの大幅な引上げは市民負担の限界を超えるものと言わざるを得ない。

そもそも国民皆保険制度は、国が創設した社会保障制度である。現下の状況をそのまま放置するならば、国民健康保険は制度そのものが根底から崩壊しかねない状態にある中、国の責務として長期的かつ安定的に持続可能な国保制度の構築を進めるべきである。

よって、国会並びに政府におかれては、このような市町村国保の実情を直視し、国民健康保険制度を社会保障として存続させるため、早急に抜本的な改正に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

三条市議会議長 下村喜作

〔提出先〕

衆議院議長      参議院議長  
内閣総理大臣      総務大臣      財務大臣      厚生労働大臣